

留学・研究計画書

氏名 川口 洋史	留学機関名 チューラーロンコーン大学文学部
留学先国名 タイ王国	留学期間 西暦 2006 年 10 月 ~ 2008 年 10 月
研究テーマ バンコク朝前期 (1782-1868 年) シャムにおける公文書と政治システムの研究	
研究テーマの説明 (テーマの学術的・社会的意義についても記載してください)	
<p>本研究は、今日残存している公文書の古文書学的側面、つまり文書の形態・様式・機能・伝来を分析することによって、それらの文書を作成保管した、バンコク朝前期 (1782-1868 年) シャム (タイ) 中央政府の政治システムと権力構造を解明することを目的としている。当該時期は近代化を直後に控えた、前近代最後の時代に当たり、史料の乏しいタイ史にあって、一次史料に比較的恵まれている。そのため、バンコク朝前期の研究はそれなりに進んでいるのではあるが、次の点で問題がある。まず、中央統治制度に関する実証的な研究が不足しており、事実上 1930 年代の研究からほとんど進んでいない。さらに、この時期の統治制度全体を混乱したものと見なし、近代化によって否定されるべきものと捉えていることも問題である。しかし、実はこの歴史認識は、19 世紀末に近代化を推し進める立場にある支配者の言説を、現代の研究者が無批判に継承しているに過ぎない。統治制度に対する研究は、同時代の史料を最も重視し、その時代の文脈に即して評価をしなければならない。従来の研究はこの視点を欠いているといわざるを得ない。</p> <p>そこで本研究では、従来等閑視された中央統治制度を同時代史料に基づいて明らかにすることを目的とする。その方法として古文書学的手法を用いる。すなわち、文書の形態や様式や機能、作成・伝達・保管のプロセスの解明を目標とする。特に文書の起草から発給までのプロセスは、政治的意思決定の過程と重なるため、そこから権力構造を明らかにすることが可能となる。このような研究方法が、統治制度や権力構造の解明につながることは、日本史や東洋史の多くの研究が示しているが、かかる研究はタイ史を始めとして東南アジア史研究ではほとんどなされていない。</p> <p>申請者はこのような問題意識のもと、東南アジア史学会第 74 回研究大会において「バンコク朝前期における文書処理システム—クロム・マハータイ (民部省) を事例として—」と題する発表を行い、バンコク朝前期におけるシャム政府の具体的な文書の処理過程を明らかにするとともに、当時の政治システムは国王よりも官僚に重心があったことを明らかにした。しかし、文書原本を実見していない点、公刊史料が 19 世紀半ばに偏っているため、通時的な分析がなされていない点で問題を残した。かかる点を克服するには、タイ国の公的機関に所蔵される文書史料の長期的な調査が是非とも必要である。</p> <p>近年、18-19 世紀の東南アジア大陸部の諸国家の再評価が進められている。本研究はそのような研究史の流れにおいて、バンコク朝前期中央政府の統治制度の実証的な解明、新たな研究手法の導入、タイ語史料学への貢献という点で学術的意義を持つ。あわせて、前近代タイ社会が残した希少な文書史料の研究は、タイ文化への理解という点で、社会的意義も少なくない。</p>	

成果報告書

記入日 2009年 2月 16日

氏名 川口 洋史	留学先国名 タイ王国	所属機関 チュラーロンコーン大学文学部
研究テーマ：バンコク朝前期（1782-1868年）シャムにおける公文書と政治システムの研究		
留学期間：2006年 11月～2008年 10月		
<p>1 はじめに</p> <p>およそ歴史を研究しようとする際に、依拠すべきものは史料、とくに書かれたもの、つまり文献史料であることは論を待たない。さらに文献史料の中でも、後代に書かれた二次史料よりも、その当時に生きた人々が記した一次史料が、歴史上の事実を確定するという作業においては重視されることもまた常識の部類に属する。無論、一次史料といえども書かれている内容が即客観的事実というわけではない。その史料に書かれていることを精確に理解するためには、一次史料であれ、二次史料であれ、当該史料の性格を知ることが必要となる。年代記とか、書簡、日記といった史料の分類、その史料を書いたのは誰か、どこでいかなる過程を経て記述されたのか、原本なのか、草稿なのか、後代に作成された写しなのか、といった史料に関するもろもろの事柄が明らかにされて、信頼性が確保された史料のみが歴史研究に供されるのである。</p> <p>翻って、タイの歴史を研究しようとする際に、どのような史料が利用できるのだろうか。タイ族が今日のタイ領土に入って形成したスコータイ朝（1239-1448年）の史料としては碑文がある。一方、遅れて成立し、400年間続いたアユタヤ朝（1351-1767年）については、滅亡に際して首都が焼かれたため、一次史料はほぼ存在せず、後代編纂された王朝年代記が基礎史料となるが、その信頼性はあまり高くない。続くトンブリー朝（1767-1782年）も一次史料は少ない。それに対して、今日まで続くバンコク朝（ラタナコーシン朝）前期（1782-1868年）については史料状況が大きく変わる。すなわち、当時の王朝政府が作成した公文書史料が一定数現存しているのである。文書史料は当事者の手になる一次史料であり、当然その史料価値はきわめて高い。バンコク朝前期とは、わが国でいえば江戸時代後期に当たるが、この時代になってようやくタイの歴史はタイ語の一次史料に依拠して叙述できるようになるのである。それら公文書史料を用いた研究がこれまでもなされてきた。しかし、その史料性格となると全くといっていいほど明らかにされておらず、誰が書いたのか、その内容は誰の意思なのかすら不明なまま、ただ内容のみを読んでいるという状況である。今必要とされているのは、バンコク朝の公文書史料の形態や形式、作成や処理の過程といった、史料性格の解明というごく基礎的な、しかし欠かすことのできない作業である。そしてかかる古文書学的な研究は、史料の性格究明だけではなく、その文書を作成した政体の政治秩序や政治体制をも明らかにすることを可能としている。すなわち「政治文書の形式は、えてしてその時々政治主権者がその権威をこれによって誇示し、その発給文書総体の体系は、その政治秩序をこれに反映させようとするものであり、「文書の作成・伝達過程は、その政治機関の執行体制と密接に関係するから、これらの過程を検討することがその時代の政治機構の解明に寄与できる」[富田 1995]のである。そこで以下ではバンコク朝の文書史料について、その伝世状況、形態的特徴、その処理・発給過程を概観し、そこから近代化を控えた前近代最後の時代におけるシャムの政治体制について考えてみたい。</p> <p>2 公文書史料の伝世状況</p> <p>バンコク朝の開祖であるラーマー一世王の治世から、近代化が本格化する直前に当たるラーマ四世モンクット王時代までの公文書史料は、現在主としてタイ国立図書館写本・刻文部に保管されている。その総数</p>		

7172点である[Wyatt and Wilson 1965]。この数は当時作成された文書のおそらくは一割にも満たないと思われる。すべて中央政府が保管していたもので、地方に残ったものはまず存在しないといってよい。同様に私文書はなく、また契約書とか証文の類も残っていない。これらのことは当時の社会において国家が関わる部分が非常に限られていたことを示している。このように現存しているのはすべて公文書なのだが、あらゆる役所の文書が残っているわけではなく、わずかに二部局の文書が今日に伝わっているに過ぎない。当時の中央政府にはさまざまな組織が存在したが、そのうち中部、東北部、北部地方の統治を担当し、大きな権力を持っていた役所(クロム・マハータイ、民部省)と国王の近くに侍って任命書や外交文書を作成していた祐筆局の文書のみが残っている。祐筆局の文書、特に清朝やベトナムと交わした外交文書は1780年代から残っているが、民部省の文書がまとまって残り始めるのは1830年代からである。このように、公文書といってもごく一部が残っているに過ぎず、文書史料を読めば、当時の政治なり社会について、あらゆることを知ることができるというわけではない。しかし、それでも文書史料の重要性が高いことには変わりはない。

3 公文書の形態

主として文書史料に用いられた紙は2種類ある。まずカジノキから作られたサー紙である。ややクリーム色をした白い紙であり、和紙よりは厚く、布のような手触りをしている。横は38センチ前後、縦はテキストの量に応じて裁断されるらしく、多様である。本文は表のみに書き、裏は捺印のみがなされる。紙が足りなければ接ぎ、継ぎ目に割り印が押されることが多い。サー紙は主として実際に送付される文書原本に用いられた。

もうひとつは黒色横折本である。クワ科の植物であるムクバナタオレボクの樹皮から作成された紙を用いて、わが国のいわゆるお経のような折本状にしたものである。紙は分厚く、サイズはいくつかあるが、公文書に用いられるものは一頁縦10センチ前後、横35センチ前後、折りたたんだ状態で高さ1-5センチである。全面を墨で黒く塗りつぶされており、白墨や黄色のインクを用いて書き付ける。黒色横折本は用紙というよりノートであり、文書の草案や写し、帳簿に用いられた。一冊の折本に複数のテキストが収録されるのが普通である。

4 外交文書の翻訳と処理

バンコク朝シャムは、19世紀半ばまで清朝に朝貢し、また1820年代まで阮朝ベトナム(1802-1945年)と友好的な関係にあり、これらの諸国と外交文書を交わしていた。先に述べたように、これらの外交文書が比較的良く残っている。このことは当時のシャム政府にとっていかに外交文書が権威あるものとして扱われていたことを如実に物語っている。特に他国の君主から送られてくる国書を受領する際には、壮麗な儀礼を行うことによって、国威を民衆に示していた。ここで興味深いのは、国書の翻訳のあり方と国王への伝達の仕方である。清朝はシャム王を皇帝に服属する朝貢国王として扱っていたため、下す文書は勅諭である。一方、阮朝ベトナムは、少なくとも形式上はシャムと対等であったため、ベトナム皇帝がシャム王に送る書簡においても両者は対等であった。ところがそれをシャムが訳す際には、清朝からの勅諭も、ベトナム皇帝からの書簡も同一の書式に従って訳しており、そのタイ語訳においては、ベトナム皇帝はもとより、清朝皇帝もシャム王と対等となっている。いわば文書によって表出される世界観をシャムのそれに置き換えているのである。その訳出の場には王は臨席せず、官僚のみが立会い、また訳文のみが音読によって王に伝達された。翻訳されると外交文書の原本は省みられなかったことは、今日残っている外交文書のほぼすべてが、タイ語訳であることから窺うことができる。また、翻訳を忠実にやるべきという姿勢はなく、むしろ不都合な部分は削除すべきという意識があったと考えられる。かかる翻訳の性格から、その場にいた官僚が国王よりも海外情報について優位に立っていたことを指摘することができるだろう。清朝からの外交文書の翻訳については既に研究があるが[増田1995]、阮朝と交わした文書および外交文書の翻訳と処理の過程についてはいまだ研究がなされていない。今後論文として発表する予定である。

5 内政文書の処理・発給過程

1830年代以降、今日の東北タイや北タイの地方権力、当時シャムの宗主権下にあったカンボジアなどと中央政府が交わした文書、具体的には地方が提出した上申文書と中央が作成した命令文書の草案が比較的よく残存し始める。これらが中央政府でどのような過程を経て処理ないし発給されたのかを考察することは、中央政府における意思決定過程、少なくともその一部を追うことと同義であり、当時の政治体制を明らかにする手段となるはずである。

19世紀のシャムでは、地方にはそれぞれ土着の権力が存在し、直接人口を支配していた。中央政府はそれら地方権力を把握することによって、間接的に人民を支配していたのであり、いわば中央政府と多数の地方権力の集合体が国家であったのである。かかる状況においては、中央と地方権力間の命令と報告の回路が、中央政府にとって重要なものであったことは想像に難くない。徴税、裁判、治安、軍事行動など、さまざまな事案を地方は文書によって中央に報告した。それらは国王に直接宛てられたものは存在せず、大臣団か、下級役人に宛てて大臣団に取次ぎを求める書式をとっていた。中央政府では、下級役人である書記がこれを受け取り、多くの場合写しを黒色横折本に作成した。以降の処理は写しを用いてなされたらしいことは、地方からの上申文書の原本よりも写しが多く残存していることから窺うことができる。作成された写しは大臣などの高官に渡され、国王に報告すべきか否かが判断された。国王への報告は、一日に二度行われる謁見において、上申文書を王に提出するのではなく、それを読み上げることによってなされた。当時のシャムの文書は音読によって内容が伝達されていたことは、中国史料にも記されている。

一方、中央政府が地方に送った命令文書がどのように作成されたかについては、その草案に発給過程が記されることが多々あるため、より詳細に知ることができる。まず中位から高位の官僚によって、黒色横折本に草案が記された。草案は他の官僚による閲覧を経て、大臣に渡され、主として大臣が発給を裁可した。国王の決裁を仰ぐ場合は、上申文書の伝達と同様に、日に二度行われる謁見において、やはり草案を音読することによって王に伝達した。これを受けて国王は口頭で裁可の旨を伝えた。決裁された草案は下級役人である書記によってサー紙に清書がなされ、大臣の印章が捺され、地方に送付された。

このような上申文書の処理と命令文書の発給過程から、当時の政治体制について何が指摘できるだろうか。最も重要なのは、国王の位置であろう。王は下から上げられてくる上申文書や命令文書にのみ、それも実際に読むのではなく、音声によってのみ接しえたのである。かかる点から、王は文書による報告と命令のシステムにアクセスしづらい位置にあり、当時の中央政府内における地方統治をめぐる政治構造の重心は国王よりもむしろ官僚側にあった、といえるだろう。国王がその内容を知ることが多くないにもかかわらず、命令文書がその書式上、王の命令として書かれることを考え合わせたとき、国王個人の意思は官僚の意図の中に埋没してしまい、その政治的意図を実際の政治に反映させることは難しかったものと考えられる。

6 四世王モンクットの文書行政改革

このような国王が政治を主導すること困難な体制に不満を覚えたのがラーマ四世モンクット王(1851-1868年)であった。日本で言えば幕末に当たるこの時期、いよいよ英仏がインドシナ半島においてビルマとベトナムの植民地化を本格化させていた。そのような中であって、モンクットが自国の独立を維持するべく政治に当たった、と一般には考えられている。果たして独立維持が喫緊の課題として認識されていたのか、そもそも主権の独立という、優れて近代国際法上の概念を理解していたのか、疑問ではあるが、王が何を目指していたかはともかくとして、彼は自身の意図を政治状況に反映させるため、従来の政務に変更を加えた。

まず地方から提出される上申文書を、役人の音読に任せるのではなく、自ら手にとって読み、具体的な指示をそこに書き付けて役人に返却した。同様に、命令文書の草案も自身で読み、修正を行って、決裁した旨と署名を書き入れた。従来シャムでは署名の習慣があまりなかったため、署名の導入は画期的であった。モンクットの署名は多くの場合、ローマ字でなされたことから、署名が西洋の影響であることは明白である。

以上は従来の政務体制に対する変更であるが、それだけではなく、王は中央と地方の官吏と直接意思疎通を行うべく、彼らと文書でのやり取りを始めた。ただし、王が積極的に官僚に文書を送ったのに対して、官僚側は王の度重なる命令にもかかわらず、上奏文を提出することはまれであった。この背景にはおそらく臣下が王に直接文書を提出することは不敬であるという意識があったものと考えられる。結局のところ、モンクットが自ら政治を主導するという意図は十分には達成されず、従来の政務体制が継続していたのである。近代的な政治行政のシステムとともに、国王が独裁的に政治を行いうる体制の導入は、次代のチュラーロンコーン王(1868-1910年)時代を待たなければならない。

7 おわりに

従来、公文書を史料として用いる際には、ただ内容のみを読んでよしとしていた感が否めない。なるほどそこに書いてある内容こそもっとも情報を有しているように見える。しかし、前述したように文書とい

えども数が限られている以上、内容以外の情報を以下に読み取るかかが重要になってくるのではないだろうか。ここでは当時文書がどのように扱われていたかを通して、国王と官僚の政治行政への関わり方を概観した。かかる研究手法は日本史学や中国史学では目新しいものではないが、タイ史研究では全くなされてこなかった。今後はこれらのことを論文として学界に問うていきたい。

参考文献

川口洋史 2006「ラタナコーシン朝前期における文書処理システム—クロム・マハータイ（民部省）を事例として—」『史林』89巻6号。

富田正弘 1995「中世史料論」『岩波講座日本通史 別巻3 史料論』岩波書店。

増田えりか 1995「ラーマー世の対清外交」『東南アジア 歴史と文化』24巻。

Wyatt, David K.. and Wilson, Constance M.. 1965. "Thai Historical Materials in Bangkok". The Journal of Asian Studies. vol.25-1, pp.105-118.

留学全体について

前半の1年間、留学先のチュラーロンコーン大学文学部では、主に学部生を対象とした講義と大学院生を対象としたゼミを受講した。当初はタイ語で行われる授業についていけなかったが、徐々に聞き取れるようになり、ゼミにおいても短いながら発表を行ったこともあった。とはいうものの、ゼミにおける学生同士の討論になると途端に理解が難しくなり、なかなか参加することができなかった。また歴史学の授業に、文書や写本を原テキストから精確に読んでいくといった、日本の大学の史学科においてなされているような授業はまったくなく、この点では残念であった。総じて研究書を読む授業がほとんどで、史料の読解は軽視されている感を受けた。研究のあり方自体が、史料を一字一句吟味していく日本の歴史研究の気風とは大きく異なるようであった。そのため、史料の読みや意味について不明な点があれば、歴史学科の大学院生に聞くようにしていた。なお、大学の学生は、見た目からもわかるのだが、ほとんど中国系であった。機会があるごとに彼らにその出自を聞いていたのだが、おおむね華人代3世代であった。中国系であることは知っていても、中国に親近感があるというわけでもないようであった。タイにおける華人の存在感は知識としては知っていたが、実際に彼らから自身の話を聞いたのは良い体験であった。

普段の生活については、タイ、というよりもバンコクは十分に近代化されているため、日本の消費生活とそれほど変わらず、不便という感は受けなかった。ただし、3万人の在留邦人がいる割には、大学や日本関係の機関が所蔵する日本語の書籍は貧弱であった。

留学していた2006年から2008年にかけて、タイの政治は大きく変動した。2006年9月におきたクーデターの直後に留学し、スラユット首相を経て、クーデターによって失脚したタクシン元首相に近いとされるサマックが首相に就任。しかし反タクシン派である民主市民連合が首相府を占拠して首相の退陣を要求し、憲法裁判所が首相に違憲判決を出したため、首相は失脚した。続くソムチャーイ首相もタクシン派であったため、民主市民連合による首相府占拠は続き、やはり違憲判決によって失脚した。おそらくタイの歴史に残るであろう、この政治状況を現地で見聞し、これらのことについてタイの友人の意見を聞くことができたのは貴重な体験であったと思う。また同時に、首相府占拠という日本から見れば異常としか思えない事態でありながら、市民の生活はごく平穏であったことも記しておかなければならないだろう。生活に影響のあったことといえば、国立図書館へのバスが首相府周辺を通過していたため、そのルートが変更されたことと、図書館が異常事態を理由にしばしば閉館を早めたことくらいであった。また歴史はこれらのことを重大な事件として記すだろうが、一方でごく変わらぬ市民生活が続いていたことは、ある歴史的事件がその当時の社会に、あるいは一般の人々に、後世の我々が考えるほど重大な影響を与えたものであったのかを考えさせるものであった。

タイにおける研究生活は多くの人に支えられたものであった。留学先のチュラーロンコーン大学文学部歴史学科では、ピヤナート・ブンナーク教授に指導教官となっていたいただいた。私の研究手法は、タイの歴史学においては一般的なものではなかったが、タイ人研究者にはない視点であると、研究を励ましてくださった。タイ国研究者協会からはタイにおける研究の許可を頂いた。また国立図書館写本・刻文部での史料調査は、文献学者でもある職員からは、文書史料についてさまざまなことを教えられた。それらは大学の講義では決して教えられないことのない貴重な知識であった。そして何よりも、貴重な留学の機会を与えてくださった松下国際財団には心から感謝の意を表す。ありがとうございました。